

平成29年横瀬町農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月20日(金) 午前10時から10時29分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(11人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	第2	小河俊夫
	第3	村越 聡

4. 欠席委員(2人)

	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員		平沼敏明

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第15号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件

第4 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田文利
書記	町田勝一
書記	逸見雅彦

7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。本日は9番、富田委員、平沼農地利用最適化推進委員のご両名から欠席の旨の通知がありましたので、ご報告申し上げます。

本日の出席委員は9名でございます。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第9回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

1番、浅見孝子委員、2番、小室委員、ご両名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第15号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件でございます。議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請に関する2件でございます。会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第15号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件を議題といたします。

議案第15号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 〔事務局朗読説明〕

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第15号について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る18日に補助農業委員小室委員と同行し、申請人立ち会いのもと、現

地及び申請図書の確認をいたしました。

所在、〇〇〇、地番〇〇〇〇－〇、〇〇〇〇－〇、現況、田は、水路事情により一部休耕ありますが、稲作取り入れ完了の状態でした。

次の所在、〇、地番〇〇〇〇、現況、田は、これも稲作収穫完了の状態でした。

〇、地番〇〇〇〇－〇、現況、田は、水路事情があり、給排水不可能になり、今年度は休耕中です。

〇、地番〇〇〇〇－〇〇、田は、隣接地に建物が建設中で、現況は畑に変更し、ブルーベリーとか柿の木を植えてあります。

所在、〇〇、地番〇〇〇〇－〇、現況、畑は、ビニールハウスありで、多種の野菜を作付しておりました。

〇〇〇、地番〇〇〇〇－〇、現況、畑、ここも多種の野菜作付はしてありました。

地番〇〇〇〇－〇、〇〇〇〇－〇、現況、畑は、梅、栗、柿等果樹物を植えつけられておりました。トラクター、田植機、バインダー、耕運機、管理機、作上機を所有しており、多動的に農業経営していると思われま

委員の皆様のご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、担当委員の小室委員、よろしくお願い致します。

小室委員 議案第15号の件につきましては、先ほど小河委員のご説明どおり、一部の田で漏水により沼のようになってしまい、そのまま水が引かず、どうしてもことしの作付ができなかったという部分はありましたが、ほかのどの田畑もよく栽培管理されておりました。

皆さん、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 以上で推進委員及び担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございませんか。よろしいですか。

9番。

岸岡委員 9番です。

前回に申請した面積と今回の面積が、貸し付けとか農地転用等で行われた土地に関しての書類上の処理はどのように連動されていかれるのか、教えていただきたいと思

具体的に言いますと、たしか前回、駐車場にする場所があったと思われ

ます。なおかつ今回、〇〇〇〇〇〇に絡む土地もあったかなとか、ちょっとその辺、正確ではないのですけれども、そういう動きがあった、変動に対しての書類との連動はどのようになっているか聞かせてください。

議 長
事 務 局

事務局。

9番委員さんのご質問に対してご説明をさせていただきたいと思います。ただいま前回の面積と相違があるということでございます。これは、〇〇〇〇〇〇のところの面積が大幅に減ったということなのですけれども、本来、納税猶予といいますと、1回納税猶予すると、一生、この所有者ですと、一生耕作しなければいけないということになっておりますけれども、全体の面積で2割は解除の手続ができるということでございます。それに伴いまして、〇〇〇を建設するに当たりまして、分筆をして、その分については税務署に相続税と利子税を支払いをしております。そういった観点から、前回の面積からは減っておりますけれども、今回、面積は減っておりますけれども、証明願ということと、あと耕作証明願ということで提出されましたけれども、面積についてはそういうことなので、了解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長
岸 岡 委 員

9番。

大筋理解できたのですが、数字的にそういうことはあえて書類上は書かないとか、あるいは前の消えた面積というのは、書類上も出てこないということで大丈夫なのでしょうか。その辺ははっきりさせておいてください。

議 長
事 務 局

事務局。

9番委員さんの再度のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。面積につきましては、今回、分筆等をされていまして、残面積を計上してあるものでございますので、登記簿記載の面積ということでございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

議 長

9番さん、よろしいですか。

〔「わかりました」〕

議 長

他にございませんか。

〔「なし」〕

議 長

ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第15号につきましては、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第15号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件につきましては、証明することに決定いたしました。ありがとうございます。

続きまして、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第16号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 [事務局朗読説明]

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。

上程されました議案第16号、番号1について推進委員として所見を申し上げます。

去る18日、補助農業委員、今井委員と同行し、申請人の立ち会いを求め、現地及び申請図書の確認をいたしました。

農地法第4条規定による許可申請で、理由は、高齢になったため農地として保全管理、維持が困難になったため、住宅敷地として農地転用を申請し、長屋住宅を建築したいとの申請です。

現地北側農地は申請人の私有地で、その手前に水路がありますが、現在は〇〇〇〇〇〇〇があるため、使用されておられません。西側は〇〇〇〇、住宅建物が隣接しております。東側には4メートル幅町道が面しており、下水道管が設置されており、排水可能と思われます。南側には農地はありますが、建物の駐車場を十分広くとる計画など配慮されております。また、地主に建設の同意を得るよう要求しましたので、隣接地に影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、今井委員。

今井委員 6番、補助委員の今井です。

ただいま小河推進委員さんが説明していただきましたけれども、そのと

おりでございまして、ただ南側に位置する農地なのですけれども、現在、何年も保全管理状態です。作付等はされていない状況でございます。今後も多分予定はないようですので、差し当たって影響はないと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 以上で、担当委員及び推進委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。
7番。

木崎委員 この申請地の隣地が面積的にもかなりありますけれども、ここにたしか農業用水路が入っているということでございますけれども、建てることによってこの農業用水路への影響、そしてまた隣地への影響、そういったものについての考え方というのは大丈夫なのでしょうか。その辺を教えてください。いただきたいと思っております。

議 長 小河委員。

小河推進委員 ただいまのご質問にお答えします。

現在、今〇〇〇〇が建っているところの地主がその水路を使っていたらしいです。現在、〇〇〇〇が建ったため、使用する必要がないので、もう廃溝で、今使用していない状態です。

以上です。

議 長 7番さん、よろしいですか。
7番。

木崎委員 ありがとうございます。

おおむねわかったのですけれども、休耕中の隣地もあると説明がありました。もしその休耕中の畑をまた使いたいというときに、水路が確保されていないと困るので、その辺の水路確保については、ある程度注意を払って建てていただければありがたいなと思うのですけれども、その辺は何か地主さんから聞いていますか。また隣地はどなたの所有のものだと聞いていますか。同一の所有者であれば、別に計画的なことが一人で考えられるのでわかると思うのですけれども、その辺をお聞かせください。

議 長 小河委員。

小河推進委員 ただいまの北側の土地は、申請人の土地なので、その人が家を建てるのだから、関係がないと。西側にはもう〇〇〇〇があるから、農地はもうない。北側にあるのは自分の私有地なので、それで納得してもらいたいです。

以上です。

議 長 了解ですか。7番さん。
6番。

今井委員 補足させていただきたいのですが、以前は申請地とその南側に用水路が存在したらしいのですけれども、現在は道路沿いに移設されているということですので、問題はないかと思うのですけれども、以上です。

議 長 よろしいですか。
他に質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。上程中の議案第16号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。
全員賛成です。

よって、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時29分)